

令和7年4月18日 No.3

〒513-0038

鈴鹿市十宮町1335

TEL:059-382-0305

FAX:059-382-3757

神戸中学校だより

目指す学校像:『明日も行きたい・明日も通わせたい・明日も協力したい学校』

令和7年度部活動紹介

4月11日(金)6限目に令和7年度部活動紹介を行いました。1年生は、とても楽しかったようで目を輝かせて、各部の説明をしっかりと聞き、パフォーマンスを集中して見入っていました。笑いあり、拍手ありのほのぼのとした時間を過ごしました。1年生のみなさんは、この部活動紹介だけでなく、この日から始まった部活動の見学・体験期間を経て、入部する部活動を決めてもらいます。入部届の最終締め切りは4月21日(月)となります。しっかりと考えて部活動を決めてください。



1年生出前授業～スマホ教室～



4月16日(水)5限目、1年生がスマホ等を含めたインターネットに関するトラブル防止教室を行いました。鈴鹿市教育委員会教育支援課の方を講師先生としてお迎えし、授業をしていただきました。この授業では『インターネットトラブルに巻き込まれないために自分ができること』をめあてに実施していただきました。最初にインターネットは便利なものであるが、正しく使わなければ、危険やトラブルに巻き込まれるものでもあると話をいただきました。その後は様々な事例の動画を見ながら個人情報に関すること、写真をネット上に挙げることの危険性についての学習をしました。まとめでは、相手の気持ちに立って考える、困ったときには相談する等のことが大切であると学びました。ネットへの書き込み、写真の投稿など「これはいいのかなあ?」と思ったら相手の立場になって考えてください。また、中学校1年生で最初に多くあるトラブルが、クラスでグループラインを作った最初はいいのですが、時間が経つとその中でのネットトラブルが発生することが多いです。携帯をお持ちのご家庭は気にかけていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

令和7年度全国学力・学習状況調査



4月14日(月)と17日(木)に3年生を対象に令和7年度全国学力・学習状況調査が行われました。14日は、理科と質問紙、17日は、国語と数学でした。生徒たちは両日ともがんばって問題に取り組んでいました。この調査の結果から、先生方が分析を行い、各校生徒たちの強みや弱みを把握し、それを今後

の授業改善に生かしていきます。結果のほうは9月頃に出る予定です。また、4月22日(火)は2年生で、24日(水)は1年生でみえスタディ・チェックが行われます。教科は両学年とも国語、数学、理科の3教科です。

4月はいじめ防止月間です

4月も半ばを過ぎましたが、三重県では4月と11月はいじめ防止強化月間となっています。学校、家庭、地域が協力していじめのない学校、地域を目指していきたいです。

家庭・地域向け啓発資料

4月と11月は「いじめ防止強化月間」です

学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に協力し合いながら、社会総がかりでいじめの問題の克服に向けて取り組むという気運を高めるとともに、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応をめざした取組を推進します。

いじめって何？

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

「いじめ防止対策推進法」より
(平成25年9月28日施行)

保護者のみなさんへ

家庭全員でいじめが人権侵害であることを理解するとともに、日頃から大人が規範を示しましょう。

- 子どもの自尊感情を高める言葉をかけましょう
- 子どもの規範意識を養うため、自らの言動が見本となるよう心がけましょう
- 子どもが発するサインをキャッチしましょう
- 子どもが助けを求めやすい環境を作りましょう
- いじめの防止・発見・措置に学校等と連携し、協力しましょう
- 親子で共感できる活動を楽しみましょう
- 家族そろって地域活動に参加しましょう

地域のみなさんへ

いじめ問題の理解を深め、地域の子どもの安全を守っていきましょう。

- 日常的に子どもたちを見守りましょう
- 地域行事等を通して子どもたちと交流を深めましょう
- いじめやいじめかなと思うことを見かけたら、学校又は関係機関(教育委員会)等へご連絡ください
- 異年齢の子どもたちが一緒に遊ぶ環境づくりをしましょう
- 学校やPTAと連携していじめ問題に取り組みましょう

三重県いじめ防止条例では、保護者の責務(第8条)、県民及び事業者の役割(第9条)に上記の責務や役割を示していますので、ご協力をお願いします。

インターネットや携帯(スマートフォン等)を通したいじめやトラブルを防ぐために

【青少年インターネット環境整備法から要約】

保護者の責務 保護者はネット上には有害情報があることを認識して、子どものネット利用のルールを決めるなど、しっかり見守る努力をする責務があります。

保護者の義務 子どもの携帯電話を購入する際には、携帯電話会社に「使用者が子どもであること」を申し出る義務があります。

事業者の義務 子どもが利用する携帯電話に、フィルタリングを提供する義務があります。フィルタリングを解除するには、保護者(親権者)の同意が必要です。

三重県教育委員会事務局 生徒指導課

4月はいじめ防止強化月間です

STOP! いじめ みえ

趣旨

学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に協力し合いながら、社会総がかりでいじめの根絶に向けて取り組むという機運を高めるとともに、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応をめざした取組を推進します。

学校の取組

- 「学校いじめ防止基本方針」に基づいた取組のふりかえり
- 仲間とともに問題を解決しようとする子どもたちの自発的・自主的な学校づくり
- 仲間づくりや自己肯定感を高める授業や校内活動の推進
- 児童会・生徒会を中心とした啓発活動

家庭の取組

- 子どもが発するサインをキャッチ
- 子どもが助けを求めやすい環境づくり
- 親子で共感できる活動
- 子どもの自尊感情を高めることばかけ
- 家族そろっての地域活動への参加
- スマートフォン等の適切な使用

地域の取組

- 日常的な子どもたちの見守り
- 地域行事等とおした子どもたちとの交流
- 地域の子どものもとで守り、育てる環境づくり
- 異年齢の子どもたちが一緒に遊ぶ環境づくり

●いじめの予防・早期発見のための日常的な家庭との連携 など

三重県教育委員会事務局 生徒指導課

お知らせ

あら かんべちゅうがっこう しょうけいしん
新たな神戸中学校の職員として、
の だきょうこ せんせい ねんせい
野田京子 先生がみえました。2年生の
おんがく たんとく ねが
音楽を担当します。よろしくお願いい
たします。

当面の予定

4/22(火)⇒みえスタ(2年生)
内科健診(3年5～7組+2年1・2組)
4/23(水)⇒部活集会 尿検査
4/24(木)⇒みえスタ(1年生)
4/25(金)⇒交通安全教室(1年生)
内科健診(2年3～8組)